

重要事項説明書（別紙）

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援の利用料について

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援の利用料は、法定代理受領のため、利用者負担はありません。ただし、保険料を滞納されると、法定代理受領できなくなる場合があります。その場合、一旦下記の利用料をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行します。この証明書を宇治市介護保険課窓口に提出することで、全額払戻しを受けられます。（保険料の滞納状況によっては、全額が払い戻されない場合があります。）

1 単位＝10.42 円	単位 (1月につき)	備考
介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費 (A・C)	4 4 2 単位	
初回加算	3 0 0 単位	新規に計画を作成した月に加算 されます。
委託連携加算	3 0 0 単位	居宅介護支援事業所に委託した 月に加算されます。